

# 番町地区コミュニティ推進協議会規約

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この協議会は、番町地区に居住する全住民・事業所・地区内団体を対象にした「番町地区まちづくり協議会」と緊密な連携をとりながら、町内会組織を基盤とした番町地区民有志の協力と協調により、良好な生活環境と心のふれあいのあるコミュニティづくりを促進すると共に、各種団体等の組織活動の推進と施設の整備を図ることをその目的とする。

### (名称)

第2条 この協議会は、番町地区コミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）という。

### (事務所の所在地)

第3条 この協議会の主たる事務所を笠岡市七番町1番地の2 番町コミュニティハウス内に置く。

## 第2章 組 織

### (組織)

第4条 この協議会は、番町地区内の居住者、公共的団体、各種団体等から選出された者をもって代議員とし、その定数は60名以内とする。

2 代議員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 代議員に欠員を生じた場合は、その所属していた団体は速やかに後任者を選出するものとする。ただし、この場合の任期は前任者の残任期間とする。

### (役員)

第5条 この協議会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	4名以内
監 事	2 名
理 事	30名以内
会 計	1 名

必要に応じて相談役を置くことができる。

### (役員を選任)

第6条 会長及び副会長は役員の推薦による。

2 理事は、各町内会長及び各種団体等の長をもって充てる。

3 委員長及び副委員長は会長が総会にはかって選任する。

4 監事は、会長が総会にはかって選任する。

5 「番町地区まちづくり協議会」に重複する役職は、原則それを兼務する事とする。

### (役員職務)

第7条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

3 理事は、理事会においてその審議事項の決議にあてる。

4 委員長は、その委員会に属する事項の調査、計画、実施等の事案を掌理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

6 監事は、協議会の業務及び会計を監査する。

(委員会)

第8条 この協議会に次の委員会等を置く。

- ① コミュニティハウス運営委員会
- ② 行政協力委員会（市委託委員が兼務）
- ③ 祭典委員会
- ④ 地域交流委員会（体育委員会を改称）
- ⑤ 環境衛生委員会
- ⑥ 防犯委員会
- ⑦ 防災委員会
- ⑧ 民生児童委員
- ⑨ ニコニコ隊
- ⑩ 自主防災会
- ⑪ 婦人防火クラブ

(職員)

第9条 この協議会に局長（会計）1名。書記若干名を置き、協議会の事務を司る。

2 職員は会長が任命する。

(市との調整)

第10条 この協議会は、重要な計画策定に当たり、市に対し事前協議を行うものとする。

### 第3章 会 議

(会議の招集等)

第11条 この協議会の会議は、総会、理事会及び委員会とする。

2 総会は年1回会長がこれを招集し、その議長となる。

ただし、必要に応じ臨時に総会を開くことができる。

3 理事会は、総会に次ぐ議決機関とし、必要に応じ会長が招集する。

4 委員会は、会長の命のあったとき、又は委員会が必要と認めたときは随時、委員長が招集する。

5 総会は、次の事項を審議するものとする。

(1) 規約の変更

(2) 予算の審議及び決算の認定

(3) 協議会の事業計画及び運営に関し必要な事項

6 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### 第4章 財 務

(経費の支弁)

第12条 この協議会の運営管理に要する経費は、会費、負担金、寄付金及び補助金等の収入をもってあてる。

第13条 この協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

### 第5章 補 則

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は会長がこれを定める。

付 則

この規約は、昭和53年12月10日から施行し、昭和54年4月1日から摘要する。

平成 9年4月 1日 一部改正施行

平成27年5月 8日 一部改正施行

平成30年5月12日 一部改正施行

2019年 5月11日 一部改正実施